



生徒支援だより

第3回いじめ防止ガイダンス 家庭でも内容を振り返ろう

1月11日(水)学活に、第3回いじめ防止ガイダンスを行いました。今回はリモートで私からガイダンスを行った後、各学級で「いじめを防止するにはどうするか」を話し合いました。そして話し合った内容をもとに、「いじめ防止宣言」を行いました。いじめは誰にでも起こり得ます。だからこそ、みんなが安心して学校生活を送れるよう一人一人が意識していじめ防止に取り組まなければなりません。皆さんの感想を全て読ませてもらいましたが、しっかりと考えた様子が伝わりました。真剣に考えてくれてありがとう。いじめ防止ガイダンスの資料と一緒に、感想を紹介します。



グループで話し合う3年生



生徒の感想



1-3 女子

今日のいじめ防止ガイダンスで話し合っ、3回目ということでもまだいじめは西崎中で起こり続けていると実感しました。そして私は自分の周りでいじめを感じておらず、何の取り組みも考えようとしていなかったけど、いじめになってからではなく、いじめになる前から防いでなるべく起こさないようにできることを考えてやろうと思いました。

2-4 男子

いじめ防止ガイダンスを聞いて、クラスで話し合い、みんなで一つの意見(宣言)を決めることができたので、これからはそれをしっかり守って2年生の最後を過ごしたいです。

3-2 男子

今日の話し合いを終えて、宣言したことを宣言で終わるのではなく、行動にうつせるようになりたいと思いました。被害者にも加害者にもならないように、止める側になれるようになりたいです。

活動の様子



各グループの意見を発表。自分では気づかなかった意見に触れることができました。



先生方がファシリテーターとなって議論。生徒も先生も一緒になっていじめ防止に取り組む。

学年別いじめの認知件数(令和元年度)



もりひろ先生の分析
 低年齢ほど多くのいじめが起きている。
 →自分中心で物事を考えてしまうから？
 中学年代も依然として多い。
 →特に中1は、複数の小学校から集まるので、人間関係のトラブルが多く起きているのではないかと？

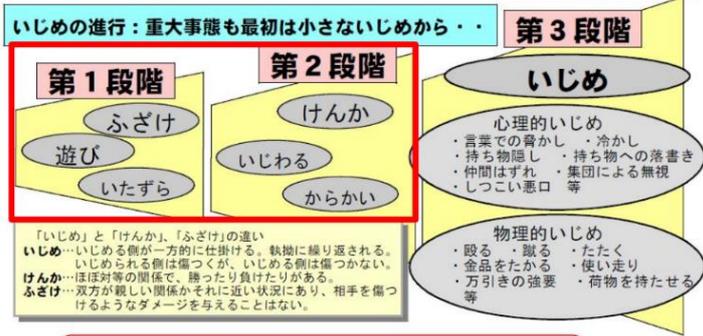
現在「いじめ」の定義とは、

《いじめの定義》 「いじめ防止対策推進法より」
 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等も含む。）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。（表現を一部簡略化しています。）」



法律上で定義されている「いじめ」とは

- ◆ 好意でおこなった言動
- ◆ よかれと思って行った言動
- ◆ 意図せずに行った言動
- ◆ 衝動的に行った言動
- ◆ 継続性がない行為
- ◆ 偶発的な行為 等

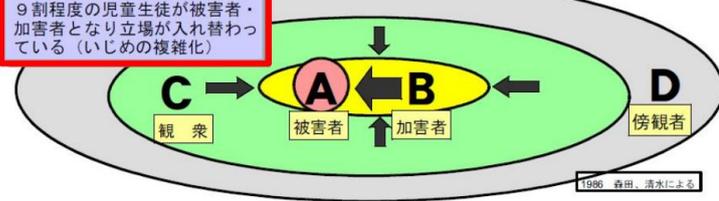


第1段階で止めたい！
 人に嫌な思いをさせない！
 相手を思いやり、ふわふわ言葉を使おう

重要

小4～中3年までの6年間で、9割程度の児童生徒が被害者・加害者となり立場が入れ替わっている（いじめの複雑化）

いじめの4層構造



A = 被害者…いじめられている児童生徒
 B = 加害者…いじめている児童生徒
 C = 観衆…いじめをはやし立て、おもしろがっている児童生徒（いじめを強化する存在）
 D = 傍観者…見て見ぬふりをしている児童生徒（いじめを支持する存在）



いじめは犯罪行為です

「いじめ防止対策推進法」という法律が定められています！
 場合によっては、刑法で罰せられます。

- 名誉毀損罪 : 悪口を言う(インターネット上も含む)
- 強要罪 : 断れない状況を作り、万引きをさせる
- 窃盗罪 : 物を盗まれる: 窃盗罪
- 器物損壊罪 : 相手の物を壊す、捨てる、隠す
- 恐喝罪 : 金品を取り上げる
- 脅迫罪 : 脅すような文章を送る
- 暴行罪・傷害罪: 殴る、蹴る など



最悪、命を絶ってしまう…取り返しがつかない！

西崎中は
いじめは絶対許さない・見逃さない

西崎中は
「いじめ」は被害者の立場を最優先します

困ったことがあったら、
 友達や保護者、先生など
 いつでも相談しよう

